

令和七年二月十三日提出
質問第五六号

外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する質問主意書

提出者 竹上裕子

外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する質問主意書

本邦の域外にある国又は地域の運転免許証を有する者については、都道府県公安委員会が、自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除する制度（以下「外免切替制度」という。）がある。外免切替制度において、本邦での滞在期間が三か月未満の旅行者等（以下「短期滞在者」という。）は、滞在先のホテルを本邦での住所として外免切替の申請を行うことが可能である。

しかし、近年、外免切替制度に関する問題についての報道が増えている。例えば、令和七年一月十六日付のプレジデントオンラインにおいては、外免切替制度を利用するために「運転試験場に外国人が殺到している」と話題になっている「ことや、居所地に滞在していることを証明する書類について、無料で発行するホテルや、発行に際し宿泊数等の制限を設けていないホテルがあることが報じられている。また、同月二十六日付のダイヤモンドオンラインにおいては、例えば、知識確認については「学科は全十問中七問正解できれば合格」であるなど内容が簡単であること、費用が「申請料二千五百五十円、交付手数料二千五十円の計四千六百円」と安価であることが指摘され、「日本の運転免許があれば、日本が発行する国際運転免許が手に入る」こともあり、「外免切替を目的とした訪日旅行ツアーまである」と報じられている。

このような外免切替制度を利用して本邦の運転免許証を取得した短期滞在者が、本邦で交通事故を起こした後、直ちに滞在先を変更したり本邦から出国したりすれば、捜査に支障を来しかねないと考ええる。また、当該者が国外運転免許証を取得して外国で自動車等を運転し、交通事故を起こす事例が多発すれば、本邦の国際運転免許証の信用が大きく失墜する事態にもつながりかねないと考ええる。

以上を踏まえ、外免切替制度の利用者の実態等に関し質問する。

一 多数の国では本邦と走行車線が異なるなど、本邦と諸外国とは交通規制、交通事情の違い等がある。一方で、例えば、本邦の運転免許試験の学科試験が、問題数九十五問で百点中九十点以上が合格となるのに対し、外免切替制度の知識確認は、十問中七問以上正解で合格となるなど、通常の学科試験等に比べ、極めて簡易的なものである。そのため、外免切替制度を利用して本邦の運転免許証を取得した者は、通常の運転免許試験の合格者に比べ、交通事故を起こす可能性が高くなるおそれがあると考ええる。そこで、両者の交通事故の発生率に差があるのか、また、差があるとするればどの程度の差があるのか、その実態を把握する必要があると考える。

1 政府は、外免切替制度を利用して本邦の運転免許証を取得した者（国籍は問わない。以下同じ。）

と、外免切替制度を利用せずに本邦の運転免許証を取得した者（運転免許試験合格者全体のうち、外国免許切替者以外の者。）との間で、交通事故を起こす危険性に差があると認識しているか明らかにされたい。仮に、危険性が同程度であると認識しているのであれば、その根拠を可能な限り定量的に示されたい。

2 政府として、外国免許切替者とそれ以外の者の交通事故の発生率（例えば、免許証保有者十万人当たりの交通事故件数など。）を把握しているか明らかにされたい。仮に、把握していない場合、その実態を調査する必要があると考えるが、政府の見解を問う。

二 短期滞在者は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けず、外免切替の申請に当たっては、ホテルを住所として申請をすることが可能である。しかしながら、ホテルを住所として本邦の運転免許証を取得した者が交通事故を起こした場合、当該者の滞在先が変わっていれば、連絡を取ることが困難になると考えられる。

1 ホテルを住所として本邦の運転免許証を取得した者が交通事故を起こした場合、当該者が滞在先を変えているときは、各警察は当該者の連絡先をどのように確認しているのか、政府の把握しているところ

を明らかにした上で、令和四年及び令和五年において、どの程度把握できているのか示されたい（把握の状況について、数値による回答が困難な場合は、例えば、「概ね把握できている」、「把握できていない事例が半分程度ある」といった抽象的な表現で示されたい）。

2 当該者が既に本邦から出国している場合、政府はどのように対応しているのか示されたい。

三 外国免許切替者が交通事故を起こした場合又は外国免許切替者に対し反則金を科した場合において、当該者の滞在先が運転免許証の住所と異なっていたことにより捜査や納付等に支障を来した事例は、直近三年間において、それぞれ何件あるか可能な限り示されたい。

四 外免切替制度において、ホテル等を住所として本邦の運転免許証の取得を可能とすることは、事件・事故の捜査や反則金の納付等に支障を来すと考えるが、政府の見解を問う。

五 本邦では、運転免許証は、携帯電話の契約や銀行口座の開設を始め、様々な場面で本人確認の手段として利用されている。また、外免切替制度を利用して本邦の運転免許証を取得すれば、本邦で国外運転免許証の交付を受けることができ、道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）の加盟国においても自動車等を運転することが可能となる。さらに、令和六年一月一日付産経新聞では、教習所経営者の「まさに免許口

ンダリングです。信用度が高い日本の免許に簡単に切り替えられる制度が悪用されている」との声も紹介されている。

本邦の運転免許証は、本来は本邦において自動車等を運転するために受け取るものであると考えられるところ、ホテルに滞在している短期滞在者が、本邦における自動車等の運転以外の目的で、外免切替制度を利用して本邦の運転免許証を取得することは適切か、政府の見解を問う。

六 外免切替制度を利用すれば、通常の運転免許試験に比べ、簡易に本邦の運転免許証を取得することができ、当該運転免許証が外免切替制度を利用して取得されたものであるかどうかは、券面には記載されない。しかし、外免切替制度を利用して取得された本邦の運転免許証が、本人確認書類として犯罪に利用されることがあれば、運転免許証の身分証としての信頼性を揺るがしかねない。また、ホテルに滞在している短期滞在者については、申請時の滞在予定期間が終了した後も同じホテルに滞在しているとは限らないことから、短期滞在者の滞在予定期間を券面から判別できるようにすべきと考える。

外免切替制度を利用して本邦の運転免許証を取得する場合、初めて交付される運転免許証には、当該運転免許証が外免切替制度を利用して取得するものであることや、短期滞在者の滞在予定期間（申請書の添

付書類に記載されたもの。）を表示すべきと考えるが、政府の見解を、具体的な理由とともに示された
い。

右質問する。